

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
表紙	<p style="text-align: center;">津波・高潮対策における 水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver.3.2)</p> <p style="text-align: center;">令和7年12月</p> <p style="text-align: center;">農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局 国土交通省 港湾局</p>	<p style="text-align: center;">津波・高潮対策における 水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver.3.3)</p> <p style="text-align: center;">令和8年3月</p> <p style="text-align: center;">農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局 国土交通省 港湾局</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
はじめに	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>平成16年12月に発生したインド洋大津波等を踏まえ、農林水産省及び国土交通省（以下「海岸関係省庁」という。）は平成17年10月に「水門・陸閘等管理システムガイドライン策定委員会」を設置し、水門等を津波到達前にいかに安全かつ迅速・確実に閉鎖するか等について検討を行いました。策定委員会における3回にわたる議論を踏まえ、海岸関係省庁は、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。</p> <p>しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、水門等の操作に従事した方が多数犠牲となりました。</p> <p>この事態を踏まえ、平成24年3月に、海岸関係省庁より、水門等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、津波・高潮の発生時に水門等の操作を確実に実施できる管理体制の構築を図るよう海岸管理者に対し通知しました。さらに、当該通知の内容を具体化する観点から、海岸関係省庁は、各種データを収集・整理した上で、平成25年1月に「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」を設置し、3回にわたってガイドラインの改訂に向けた検討を行いました。</p> <p>検討委員会において、検討を重ねる中で整理された課題と今後の対応の方向性が、整備・管理のあり方に関する7項目の提言としてとりまとめられました。また、検討の結果、一定の結論が得られたものについては、ガイドラインを改訂し、反映されました。</p> <p>また、平成26年6月の海岸法改正により、海岸管理者は、操作に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮された操作施設の操作規則（海岸管理者以外の管理者にあつては操作規程）を定めることが義務づけられました。</p> <p>これらの背景を踏まえ、上記の提言のうち、「現場操作員の安全最優先の退避ルールの明確化」及び「管理委託のあり方の検討」の2項目について、平成26年8月に「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会」を設置し、4回にわたってガイドラインの改訂に向けた検討を行いました。さらに、平成27年12月には、「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用の促進に関する検討委員会」を設置し、操作・退避ルール等を現場操作員に徹底させる方策や委託契約書のひな形について検討を進め、検討結果をガイドラインに反映しました。</p> <p>また、上記の提言のうち、「技術開発・新技術の適用促進に向けた取組の実施」について、戦</p>	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p>平成16年12月に発生したインド洋大津波等を踏まえ、農林水産省及び国土交通省（以下「海岸関係省庁」という。）は平成17年10月に「水門・陸閘等管理システムガイドライン策定委員会」を設置し、水門等を津波到達前にいかに安全かつ迅速・確実に閉鎖するか等について検討を行いました。策定委員会における3回にわたる議論を踏まえ、海岸関係省庁は、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。</p> <p>しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、水門等の操作に従事した方が多数犠牲となりました。</p> <p>この事態を踏まえ、平成24年3月に、海岸関係省庁より、水門等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、津波・高潮の発生時に水門等の操作を確実に実施できる管理体制の構築を図るよう海岸管理者に対し通知しました。さらに、当該通知の内容を具体化する観点から、海岸関係省庁は、各種データを収集・整理した上で、平成25年1月に「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」を設置し、3回にわたってガイドラインの改訂に向けた検討を行いました。</p> <p>検討委員会において、検討を重ねる中で整理された課題と今後の対応の方向性が、整備・管理のあり方に関する7項目の提言としてとりまとめられました。また、検討の結果、一定の結論が得られたものについては、ガイドラインを改訂し、反映されました。</p> <p>また、平成26年6月の海岸法改正により、海岸管理者は、操作に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮された操作施設の操作規則（海岸管理者以外の管理者にあつては操作規程）を定めることが義務づけられました。</p> <p>これらの背景を踏まえ、上記の提言のうち、「現場操作員の安全最優先の退避ルールの明確化」及び「管理委託のあり方の検討」の2項目について、平成26年8月に「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会」を設置し、4回にわたってガイドラインの改訂に向けた検討を行いました。さらに、平成27年12月には、「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用の促進に関する検討委員会」を設置し、操作・退避ルール等を現場操作員に徹底させる方策や委託契約書のひな形について検討を進め、検討結果をガイドラインに反映しました。</p> <p>また、上記の提言のうち、「技術開発・新技術の適用促進に向けた取組の実施」について、戦</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期の「スーパー台風被害予測システムの開発」のサブテーマである「危機管理型水門管理システムの開発」で実施された、統一した通信フォーマットを使用した水門等の開閉情報の共有システムの開発等の実証実験で得られた成果等をガイドラインに反映しました。</p> <p>本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として定めたものであり、本ガイドラインが、津波・高潮対策のため水門等を管理運用する地方公共団体及び関係機関等において、水門等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、津波・高潮の発生時に水門等の操作を確実に実施できる管理体制を構築するための指針となることを期待します。</p> <p>また、海岸関係省庁において、引き続き、提言を踏まえ、今後検討を深度化し、必要に応じてガイドラインの改訂等を行っていくこととしています。海岸管理者におかれましても、提言を参考に、津波・高潮対策の更なる推進に取り組まれることを期待します。</p> <p>令和7年12月</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局整備部防災課長 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長 国土交通省水管理・国土保全局海岸室長 国土交通省港湾局海岸・防災課長</p>	<p>略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期の「スーパー台風被害予測システムの開発」のサブテーマである「危機管理型水門管理システムの開発」で実施された、統一した通信フォーマットを使用した水門等の開閉情報の共有システムの開発等の実証実験で得られた成果等を令和7年12月にガイドラインに反映しました。</p> <p style="background-color: yellow;">さらに、令和8年から開始される気象庁による新たな防災気象情報の運用に伴い、水門・陸閘等の操作判断等に活用されている高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になるとともに、新たに波浪や潮位に関する予測値などの時系列情報等が発表されることとなるため、これらの変更内容等を令和8年3月に本ガイドラインに反映しました。</p> <p>本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として定めたものであり、本ガイドラインが、津波・高潮対策のため水門等を管理運用する地方公共団体及び関係機関等において、水門等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、津波・高潮の発生時に水門等の操作を確実に実施できる管理体制を構築するための指針となることを期待します。</p> <p>また、海岸関係省庁において、引き続き、提言を踏まえ、今後検討を深度化し、必要に応じてガイドラインの改訂等を行っていくこととしています。海岸管理者におかれましても、提言を参考に、津波・高潮対策の更なる推進に取り組まれることを期待します。</p> <p style="background-color: yellow;">令和8年3月</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局整備部防災課長 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長 国土交通省水管理・国土保全局海岸室長 国土交通省港湾局海岸・防災課長</p>
6-13	<p>（5）出勤・操作開始の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、現場操作員は、津波注意報・津波警報等による津波到達予想時刻を確認した時点で、「（3）操作・退避にかかる時間設定の考え方」に基づいて津波到達までの操作・退避時間が確保できる場合に限り、管理者の指揮の下、出勤・操作活動を開始する。 ただし、退避の基準があらかじめ明確に定められている場合は、管理者の指示によらず、現場操作員の判断で出勤・操作活動を開始できるものとする。 操作開始の判断基準は、「（ア）出勤・閉鎖操作を開始する判断基準」、「（イ）閉鎖操作を行う対象施設の判断基準」、「（ウ）操作の指示の有無」等を組み合わせ、地域の実情に応じて適切な方法で設定し、操作規則に定めるものとする。 	<p>（5）出勤・操作開始の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、現場操作員は、津波注意報・津波警報等による津波到達予想時刻を確認した時点で、「（3）操作・退避にかかる時間設定の考え方」に基づいて津波到達までの操作・退避時間が確保できる場合に限り、管理者の指揮の下、出勤・操作活動を開始する。 ただし、退避の基準があらかじめ明確に定められている場合は、管理者の指示によらず、現場操作員の判断で出勤・操作活動を開始できるものとする。 操作開始の判断基準は、「（ア）出勤・閉鎖操作を開始する判断基準」、「（イ）閉鎖操作を行う対象施設の判断基準」、「（ウ）操作の指示の有無」等を組み合わせ、地域の実情に応じて適切な方法で設定し、操作規則に定めるものとする。 <p style="background-color: yellow;">・なお、気象庁から発表される情報を判断基準として用いる場合、令和8年度から、高潮予警報に係る情報の名称や発表基準等が変更になり、加えて、新たに潮位や波高な</p>

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準（ただし、退避可能な場合に限り出動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖操作を行う判断基準は、災害の種類ごとに異なる。（6）に記述する退避の判断基準を満足することを前提として、気象庁の発表する情報等に基づき設定する。例えば、以下のような設定方法が考えられる。 <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時</p> <p>例2 水門・陸閘等の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報が発表された時</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、閉鎖操作の開始に当たっては、堤外地にいる人々（海水浴客等）、利用企業（工場等）、道路管理者、バス事業者、船舶事業者等の関係者による利用状況等についても留意する。 <p>(津波到達まで十分な時間がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、高潮や津波到達予想時刻まで十分な時間がある津波について、水門・陸閘等の閉鎖が施設周辺での経済活動や交通等に甚大な影響を及ぼす場合には、安全に退避できる十分な時間を確保し、かつ地域（水門・陸閘等の利用者を含む）での合意形成を前提として、適切なタイミングで施設の閉鎖を行うことも考えられる。 <p>(津波予報区の区分への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁の発表する津波到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻となっているが、例えば湾奥に位置する市町村では、同時刻より大きく遅れて津波が到達する場合も考えられる。 津波予報区の津波到達予想時刻から各地点の「予想時刻」を推定する方法としては、津波シミュレーションの結果（津波到達時間のコンター図等）や過去の津波到達時刻のずれ等に基づく方法が考えられるが、発災後の活用には、適切な技術的検討 	<p>どの予測値等が発表されるため、これらを踏まえて判断基準などの操作規則への影響の有無について確認を行う必要がある。その上で必要がある場合には、地域の実情等に応じて操作規則等の見直しを行うこと。（変更の概要は P.6-14 「(令和8年度から開始される新たな防災気象情報等について)」や P.6-15 「(気象解説情報について)」を参照。）</p> <p>(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準（ただし、退避可能な場合に限り出動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖操作を行う判断基準は、災害の種類ごとに異なる。（6）に記述する退避の判断基準を満足することを前提として、気象庁の発表する情報等に基づき設定する。例えば、以下のような設定方法が考えられるため、地域の実情等を踏まえ、適切な基準を設定すること。 <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時</p> <p>例2 水門・陸閘等の所在地にレベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、若しくはレベル4高潮危険警報が発表された時</p> <p>例3 時系列情報（明日までの警報等の見通し）において、水門・陸閘等の所在地で T.P.〇m を超える予測値が発表された時（若しくは、…が発表され、T.P.〇m を超える時間帯の△時間前になった時）</p> <p>例4 水門・陸閘等の所在地に関する気象解説情報（高い潮位や大潮等に関する気象解説情報、府県気象解説情報（台風第〇号）等）が発表された時（若しくは、…が発表され、被害が生じる恐れのある時間帯の△時間前になった時）</p> <p>例5 〇〇に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P.△m に達し、さらに上昇するおそれがある時</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、閉鎖操作の開始に当たっては、堤外地にいる人々（海水浴客等）、利用企業（工場等）、道路管理者、バス事業者、船舶事業者等の関係者による利用状況等についても留意する。 <p>(津波到達まで十分な時間がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、高潮や津波到達予想時刻まで十分な時間がある津波について、水門・陸閘等の閉鎖が施設周辺での経済活動や交通等に甚大な影響を及ぼす場合には、安全に退避できる十分な時間を確保し、かつ地域（水門・陸閘等の利用者を含む）での合意形成を前提として、適切なタイミングで施設の閉鎖を行うことも考えられる。 <p>(津波予報区の区分への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁の発表する津波到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻となっているが、例えば湾奥に位置する市町村では、同時刻より大きく遅れて津波が到達する場合も考えられる。 津波予報区の津波到達予想時刻から各地点の「予想時刻」を推定する方法としては、津波シミュレーションの結果（津波到達時間のコンター図等）や過去の津波到達時刻のずれ等に基づく方法が考えられるが、発災後の活用には、適切な技術的検討

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	を踏まえる必要がある。	<p>を踏まえる必要がある。</p> <p>（令和8年度から開始される新たな防災気象情報等について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年から開始される新たな防災気象情報の運用に伴い、高潮に関する情報の名称や発表基準等が変更されることから、各地域における高潮関連情報の発表基準及びその運用について、適切に把握しておく必要がある。 具体的には、情報名称については、従来の「高潮注意報」は「レベル2高潮注意報」、従来の「高潮警報」は「レベル3高潮警報」となり、新たに「レベル4高潮危険警報」が創設され、従来の「高潮特別警報」は「レベル5高潮特別警報」として発表される。 また、従来の高潮注意報・警報は、それぞれに対して発表の基準となる潮位が地域毎に設定されてきたが、変更後は発表の基準となる潮位（※）が設定されるのはレベル4高潮危険警報とレベル5高潮特別警報のみとなり、レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報及びレベル4高潮危険警報はそれぞれレベル4高潮危険警報の基準となる潮位に達すると予想される時間帯の一定時間の前までにリードタイムをとって発表される。 さらに、従来は高潮注意報により浸水被害への注意喚起が行われてきた港湾等の堤外地に所在する低地などに対しては、高い潮位や大潮等に係る「気象解説情報」により注意喚起が行われる場合がある。 また、国土交通大臣が「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」として指定した海岸（以下「高潮予報海岸」という。）では、国土交通省（地方整備局等）・気象庁（地方气象台等）・都道府県から高潮予報が発表される。（高潮予報海岸以外（以下「その他海岸」という。）では、地方气象台等から発表される。）高潮予報海岸では、気象庁がその他海岸で運用する潮位予測に加えて、海岸の地形や施設形状に影響される「波の打上げ高」の要素を加味した水位の予測に基づく運用も行われる。 このように、従来の防災気象情報との運用の相違や対応フロー等を整理し、関係者間で共有しておくことが重要である。 （※）その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定される 加えて、週間天気予報（毎日11時、17時）や定時の天気予報（毎日5時、11時、17時）に合わせて、気象庁から翌日～5日先までの見通しとして発表される「早期注意情報（警報級の可能性）」や、注意報・警報に先立ち気象の見通しについて市町村等の単位で気象庁から発表される「時系列情報（明日までの警報等の見通し）（※）」（毎日5時、11時、17時、23時発表）により、高潮に関する警報級現象の可能性や潮位・波浪等の今後の見通しを把握することが可能であるため、これらの情報を出動や閉鎖操作を開始する判断等に活用することも有効である。 （※）「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」は大雨・土砂災害・風・波・高潮など幅広い気象要素を対象としており、注意報・警報の発表に関わらず全要素の見通しが毎日発表され、気象庁HPで常時閲覧することができる。 また、高潮や波浪については、令和8年度より、6時間おきに1日4回、潮位

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>(イ) 閉鎖操作を行う対象施設の判断基準（優先順位の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される津波や高潮の規模に応じて、背後地の被害が生じ得る施設に限定して閉鎖する場合は考えられる。 	<p>や波高の予測値が定量的に示されることとなるため、高潮・波浪の注意報や警報の発表が見込まれない場合でも、出動や閉鎖操作を開始する判断等に必要の高潮・波浪の今後の見通しを常時把握することが可能となる。</p> <p>(気象解説情報について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 潮位上昇の予想については、レベル4 高潮危険警報やレベル5 高潮特別警報の発表基準に達することが予想された場合には、レベル2 高潮注意報・レベル3 高潮警報・レベル4 高潮危険警報・レベル5 高潮特別警報として発表されるほか、レベル4 高潮危険警報やレベル5 高潮特別警報の発表基準に達しない場合等は気象解説情報に含められることがあり、これらを活用することも有効である。 また、気象解説情報については一般に対して周知する法定の義務や努力義務が課されておらず、この情報をどのように周知するかどうかは各機関に委ねられている。一方で気象解説情報は受信した側が適切に取得・確認することが前提となるため、必要な情報を確実に入手できるよう、関係機関においては平時から連絡体制を整備しておくことが重要である。 なお、気象庁から都道府県へ送付される気象解説情報については電文形式であるため、都道府県においては関係市町村へ自動通知等の処理を行うことが可能である。 ・府県気象解説情報（台風第〇号） <ul style="list-style-type: none"> ：台風が発生したとき又は日本に影響を及ぼすおそれがあるか、既に影響を及ぼしているとき、台風の今後の見通しや防災上の留意点（潮位上昇による浸水・冠水を含む。）等について、府県毎に発表する情報。 ・府県気象解説情報（〇〇、△△：現象名） <ul style="list-style-type: none"> ：低気圧その他の気象現象による大雨、強風、高波等が予想されるとき、注意報や警報に先立ち、又はそれらを補完して防災上の留意点について府県毎に発表する情報で、潮位上昇を含む場合がある。ただし、台風に関し、上記の府県気象解説情報（台風第〇号）に潮位上昇が含まれる場合は、これら以外に潮位上昇を含む府県気象解説情報は発表しない。 ・府県気象解説情報（潮位） <ul style="list-style-type: none"> ：大潮、副振動、異常潮位等による潮位上昇の発生のおそれがあるとき、又は発生しているとき、その見通し、留意点等について府県毎に発表する情報。上記の府県気象解説情報（台風第〇号）や府県気象解説情報（〇〇、△△：現象名）に潮位上昇が含まれる場合は、府県気象解説情報（潮位）は発表しない。 <p>(イ) 閉鎖操作を行う対象施設の判断基準（優先順位の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される津波や高潮の規模に応じて、背後地の被害が生じ得る施設に限定して閉鎖する場合は考えられる。
6-14	<ul style="list-style-type: none"> 高潮時は、水門等については、当該施設背後の堤防高等も踏まえて、閉鎖すべき潮位を定める。閉鎖を開始するタイミングについては、閉鎖操作にかかる時間に留意する。陸閘については、高潮注意報・高潮警報等が発表された場合に、当該施設が設置され 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮時は、水門等については、当該施設背後の堤防高等も踏まえて、閉鎖すべき潮位を定める。閉鎖を開始するタイミングについては、閉鎖操作にかかる時間に留意する。陸閘については、気象解説情報・レベル2 高潮注意報・レベル3 高潮警報・レベル4

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>ている地盤の高さに基づいて設定された潮位に達した段階で閉鎖する。例えば、以下のような設定方法が考えられる。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波警報、大津波警報（又は高潮警報、高潮特別警報）が発表された時は全門を閉鎖する</p> <p>例2 水門・陸閘等の所在地に津波注意報（又は高潮注意報）が発表された時は T.P. Om 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例3（高潮時）水門・陸閘等の所在地に高潮注意報が発表された場合、潮位が T.P. Δm になった時点で、T.P. Om 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例4 水門・陸閘等の所在地に発表された予想津波高さに応じて、別表に定める施設を閉鎖する</p> <p>・災害の状況によっては、想定外に出動や閉鎖に時間がかかる等の理由で全ての閉鎖対象施設を閉鎖することが困難となり、閉鎖すべき施設の選定について現場に混乱が生じることも想定されることから、優先して閉鎖する施設や閉鎖の優先順位をあらかじめ設定し、明確にするものとする。現場操作員の参集状況に応じ、操作・退避が可能な範囲で優先順位の高い施設から操作することが考えられる。</p> <p>(ウ) 操作指示と現場操作員による操作活動着手の判断の関係</p> <p>・管理者は、(ア) (イ) によりあらかじめ定めた基準に従い操作指示を出すものとする。</p> <p>・あらかじめ現場操作員が従う退避の判断基準が明確に定められている場合には、現場操作員は「(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準」に基づいて、管理者の指示によらずに閉鎖操作を開始することができるものとする。</p> <p>(エ) 水門閉鎖の留意点</p> <p>・津波又は高潮と洪水が同時に発生した場合、閉鎖を行った際に内水被害が発生するケースが想定されることから、内水位に留意しつつ、河川の水位を低下させるために講じる措置及び体制について、河川管理者との事前調整や地元の理解を得つつ、洪水時の運用と津波又は高潮時の操作・退避ルールとの整合を図れるよう、必要に応じて予め対応を検討するものとする。</p> <p>・排水機場が併設された水門では、水位監視や排水機場の運転の体制、運転開始する水</p>	<p>高潮危険警報等が発表された場合に、当該施設が設置されている地盤の高さに基づいて設定された潮位に達した段階で閉鎖する。</p> <p>また、気象庁が6時間おきに1日4回発表する「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」の潮位及び波高の予測値を活用することも有効である。</p> <p>なお、閉鎖操作を行う潮位の設定にあたっては、以下のような設定方法が考えられるため、地域の実情等を踏まえ、適切な基準を設定すること。</p> <p>例1 水門・陸閘等の所在地に津波警報、大津波警報（又はレベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報）が発表された時は全門を閉鎖する</p> <p>例2 水門・陸閘等の所在地に津波注意報（又はレベル3高潮警報）が発表された時は T.P. Om 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例3 水門・陸閘等の所在地に発表された予想津波高さに応じて、別表に定める施設を閉鎖する</p> <p>例4 水門・陸閘等の所在地にレベル2高潮注意報（又は気象解説情報）が発表された場合、〇〇に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P. Δm になった時点で、T.P. Om 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例5 時系列情報（明日までの警報等の見通し）において、水門・陸閘等の所在地で T.P. Om を超える予測値が発表された場合、T.P. Om を超える時間帯の Δ時間前に、T.P. ◇m 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>例6 〇〇に設置された潮位計又は検潮所の潮位が T.P. Δm に達し、さらに上昇するおそれがある場合に、T.P. ◇m 以下に位置する施設を閉鎖する</p> <p>・災害の状況によっては、想定外に出動や閉鎖に時間がかかる等の理由で全ての閉鎖対象施設を閉鎖することが困難となり、閉鎖すべき施設の選定について現場に混乱が生じることも想定されることから、優先して閉鎖する施設や閉鎖の優先順位をあらかじめ設定し、明確にするものとする。現場操作員の参集状況に応じ、操作・退避が可能な範囲で優先順位の高い施設から操作することが考えられる。</p> <p>(ウ) 操作指示と現場操作員による操作活動着手の判断の関係</p> <p>・管理者は、(ア) (イ) によりあらかじめ定めた基準に従い操作指示を出すものとする。</p> <p>・あらかじめ現場操作員が従う退避の判断基準が明確に定められている場合には、現場操作員は「(ア) 出動・閉鎖操作を開始する判断基準」に基づいて、管理者の指示によらずに閉鎖操作を開始することができるものとする。</p> <p>(エ) 水門閉鎖の留意点</p> <p>・津波又は高潮と洪水が同時に発生した場合、閉鎖を行った際に内水被害が発生するケースが想定されることから、内水位に留意しつつ、河川の水位を低下させるために講じる措置及び体制について、河川管理者との事前調整や地元の理解を得つつ、洪水時の運用と津波又は高潮時の操作・退避ルールとの整合を図れるよう、必要に応じて予め対応を検討するものとする。</p> <p>・排水機場が併設された水門では、水位監視や排水機場の運転の体制、運転開始する水</p>

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>位基準等を、操作規則等に決めておく必要がある。</p> <p>（オ）台風や発達した低気圧による高潮及び遠地津波時の閉鎖活動にかかる留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風接近時の閉鎖活動開始のタイミングについては、潮位や高潮注意報・高潮警報等を基準にした事例が多いが、現場操作員の安全を確保する観点から、台風の種類やコースによっては、強風、豪雨により操作が危険な状況になる前に閉鎖・退避が完了できるように暴風圏到達前に作業を完了するため出動を前倒しする工夫を行う。また、発達した低気圧による高潮発生時も同様の対応が必要になる場 	<p>位基準等を、操作規則等に決めておく必要がある。</p> <p>（オ）台風や発達した低気圧による高潮及び遠地津波時の閉鎖活動にかかる留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風接近時の閉鎖活動開始のタイミングについては、潮位や気象解説情報・レベル2高潮注意報・レベル3高潮警報等を基準にした事例が多いことが想定されるが、現場操作員の安全を確保する観点から、台風の種類やコースによっては、強風、豪雨により操作が危険な状況になる前に閉鎖・退避が完了できるように暴風域到達前に作業を完了するため出動を前倒しする工夫を行う。また、発達した低気圧による高潮発生時も同様の対応が必要になる場
添付 2-2	<p>1-1. 操作規則の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注：本記載例は、海岸法第十四条の二に規定されている操作規則について、「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会」において検討した操作・退避ルール等の内容を踏まえ、海岸管理者等の参考として作成されたものです。あくまで参考の1つとしつつ、地域の実情に応じて、適切に操作規則を策定していただきたいと考えております（例えば、消防団に操作委託する水門・陸閘等については、ガイドライン第6章1.2前文、1.2（2）（オ）及び（カ）に従い適切に定める必要があります）。ここでは、1つの施設を対象に作成する場合、複数の施設を対象に作成する場合の2パターンを示しております。</p> </div> <p style="text-align: center;">海岸管理者〇〇県 〇〇水門操作規則の記載例 1 （1つの施設を対象に作成する場合）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 この操作規則は、海岸法第十四条の二第一項の規定に基づき、海岸法施行規則第〇条で定めるところにより、〇〇県が管理する〇〇水門〔所在地：〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先〕（以下、「水門」という。）の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（操作の基準） ※平常時の操作がある場合は併せて記載。</p> <p>第三条 以下の場合に水門の閉鎖操作態勢をとる。</p>	<p>1-1. 操作規則の記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注：本記載例は、海岸法第十四条の二に規定されている操作規則について、「水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会」において検討した操作・退避ルール等の内容を踏まえ、海岸管理者等の参考として作成されたものです。あくまで参考の1つとしつつ、地域の実情に応じて、適切に操作規則を策定していただきたいと考えております（例えば、消防団に操作委託する水門・陸閘等については、ガイドライン第6章1.2前文、1.2（2）（オ）及び（カ）に従い適切に定める必要があります）。ここでは、1つの施設を対象に作成する場合、複数の施設を対象に作成する場合の2パターンを示しております。</p> </div> <p style="text-align: center;">海岸管理者〇〇県 〇〇水門操作規則の記載例 1 （1つの施設を対象に作成する場合）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 この操作規則は、海岸法第十四条の二第一項の規定に基づき、海岸法施行規則第〇条で定めるところにより、〇〇県が管理する〇〇水門〔所在地：〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先〕（以下、「水門」という。）の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（操作の基準） ※平常時の操作がある場合は併せて記載。</p> <p>第三条 以下の場合に水門の閉鎖操作態勢をとる。</p>

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<ul style="list-style-type: none"> 一 水門の所在地に震度〇以上の地震が観測されたとき。 二 水門の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。 三 水門の所在地に高潮警報が発表されたとき。 四 前三号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。 <p>2 以下の場合に水門の閉鎖操作態勢を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 水門の所在地に震度〇以上の地震が観測されたとき。 二 水門の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。 三 水門の所在地にレベル3高潮警報が発表されたとき。 四 前三号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。 <p>2 以下の場合に水門の閉鎖操作態勢を解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
添付 2-3	<ul style="list-style-type: none"> 二 水門の所在地の津波注意報等が解除されたとき。 三 水門の所在地の高潮警報が解除されたとき。 四 前三号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。 <p>3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。</p> <p>4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、〇〇県から操作に従事する者への指示を行うものとする。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設の操作基準は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地震時 <ul style="list-style-type: none"> （一）気象庁が〇〇市に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇（又は加速度〇〇gal）を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。 二 高潮時 <ul style="list-style-type: none"> （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。 <p>（操作の方法）</p> <p>第四条 水門の操作は、あらかじめ定められた操作説明書に基づき操作するものとする。</p> <p>2 水門の操作は、2人以上の組で行うものとする。</p> <p>3 水門の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に〇〇県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。</p> <p>（操作に従事する者の安全の確保）</p> <p>第五条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。</p> <p>2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二 水門の所在地の津波注意報等が解除されたとき。 三 水門の所在地のレベル3高潮警報が解除されたとき。 四 前三号のほか、開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。 <p>3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。</p> <p>4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、〇〇県から操作に従事する者への指示を行うものとする。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設の操作基準は以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地震時 <ul style="list-style-type: none"> （一）気象庁が〇〇市に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇（又は加速度〇〇gal）を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。 二 高潮時 <ul style="list-style-type: none"> （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。 <p>（操作の方法）</p> <p>第四条 水門の操作は、あらかじめ定められた操作説明書に基づき操作するものとする。</p> <p>2 水門の操作は、2人以上の組で行うものとする。</p> <p>3 水門の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に〇〇県に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りではない。</p> <p>（操作に従事する者の安全の確保）</p> <p>第五条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。</p> <p>2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、</p>

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
	<p>安全な場所に退避するものとする。</p> <p>3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに〇〇県に報告しなければならない。</p> <p>4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</p>	<p>安全な場所に退避するものとする。</p> <p>3 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに〇〇県に報告しなければならない。</p> <p>4 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</p>
添付 2-5	<p style="text-align: center;">海岸管理者〇〇県操作規則の記載例 2 （複数の施設を対象に作成する場合）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 この操作規則は、海岸法第十四条の二第一項の規定に基づき、海岸法施行規則第〇条で定めるところにより、〇〇県が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（常時閉鎖施設と操作を要する施設）</p> <p>第三条 陸閘及び閘門については、車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する施設を除く操作施設（この条及び次条第二項において「常時閉鎖施設」という。）は別表第一に定める。</p> <p>3 常時閉鎖施設を開門した者は、車両、船舶等が通行した後に閉鎖しなければならない。</p> <p>4 常時閉鎖施設の周辺において、前項に規定する事項を記載した書面を明示しなければならない。</p> <p>5 前項の書面は、様式第一に定めるところによる。</p> <p>（操作の基準）</p> <p>第四条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。</p> <p>一 操作施設の所在地に震度〇以上の地震が観測されたとき。</p>	<p style="text-align: center;">海岸管理者〇〇県操作規則の記載例 2 （複数の施設を対象に作成する場合）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。</p> <p>（目的）</p> <p>第二条 この操作規則は、海岸法第十四条の二第一項の規定に基づき、海岸法施行規則第〇条で定めるところにより、〇〇県が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（常時閉鎖施設と操作を要する施設）</p> <p>第三条 陸閘及び閘門については、車両、船舶等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する施設を除く操作施設（この条及び次条第二項において「常時閉鎖施設」という。）は別表第一に定める。</p> <p>3 常時閉鎖施設を開門した者は、車両、船舶等が通行した後に閉鎖しなければならない。</p> <p>4 常時閉鎖施設の周辺において、前項に規定する事項を記載した書面を明示しなければならない。</p> <p>5 前項の書面は、様式第一に定めるところによる。</p> <p>（操作の基準）</p> <p>第四条 以下の場合に操作施設の閉鎖操作態勢をとる。</p> <p>一 操作施設の所在地に震度〇以上の地震が観測されたとき。</p>

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）																																										
	<p>二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。</p> <p>三 操作施設の所在地に高潮警報が発表されたとき。</p> <p>四 前三号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</p> <p>2 以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。</p> <p>一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。</p> <p>二 操作施設の所在地の津波注意報等が解除されたとき。</p> <p>三 操作施設の所在地の高潮警報が解除されたとき。</p>	<p>二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。</p> <p>三 操作施設の所在地にレベル3高潮警報が発表されたとき。</p> <p>四 前三号のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</p> <p>2 以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。</p> <p>一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。</p> <p>二 操作施設の所在地の津波注意報等が解除されたとき。</p> <p>三 操作施設の所在地のレベル3高潮警報が解除されたとき。</p>																																										
添付 2-8	<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="492 678 1549 816"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" data-bbox="492 995 1549 1719"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。 </td> </tr> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。 </td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 一 気象庁が〇〇市に津波警報又は高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	〇〇水門	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	施設名	所在地	操作基準	〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。	〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先		〇〇陸閘	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。	〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 気象庁が〇〇市に津波警報又は高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。	<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1614 678 2671 816"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1614 995 2671 1719"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。 </td> </tr> <tr> <td>〇〇水門</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。 </td> </tr> <tr> <td>〇〇陸閘</td> <td>〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先</td> <td> 一 気象庁が〇〇市に津波警報又はレベル3高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	〇〇水門	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	施設名	所在地	操作基準	〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。	〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先		〇〇陸閘	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。	〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 気象庁が〇〇市に津波警報又は レベル3 高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。
施設名	所在地																																											
〇〇水門	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
施設名	所在地	操作基準																																										
〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。																																										
〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
〇〇陸閘	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。																																										
〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 気象庁が〇〇市に津波警報又は高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。																																										
施設名	所在地																																											
〇〇水門	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
施設名	所在地	操作基準																																										
〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 地震時 （一）気象庁が〇〇市に津波警報を発表した時、水門を閉鎖する （二）気象庁が震度〇の地震を発表し、又は〇〇水門の地震計が震度〇を表示した時、水門を閉鎖する。 （三）水門の被害状況を確認し、安全を確認した時、水門を開放する。																																										
〇〇水門	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先																																											
〇〇陸閘	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	二 高潮時 （一）〇〇水門の外水位が+〇mのとき、水門を閉鎖する。 （二）〇〇水門の外水位が低下し、内外同水位になったとき、水門を開放する。																																										
〇〇陸閘	〇〇区〇〇丁目〇番〇号地先	一 気象庁が〇〇市に津波警報又は レベル3 高潮警報を発表した時、必要に応じて、操作する。																																										

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
添付 2-10	<p data-bbox="463 228 931 264">1-2. 関連要領／規則／細則等の例</p> <div data-bbox="463 317 1074 428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現場手動の水門・陸閘等の操作管理業務を委託する場合に定める操作要領（例）</p> </div> <p data-bbox="759 520 1252 556" style="text-align: center;">〇〇海岸水門・陸閘等操作要領</p> <p data-bbox="463 592 1546 711">△△県〇〇管理局長を委託者とし、株式会社〇〇〇〇を受託者として、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇海岸水門・陸閘等操作管理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p data-bbox="463 772 670 800">第1 操作の目的</p> <p data-bbox="537 816 1308 844">陸閘の操作は、津波・高潮等の流入を防止することを目的とする。</p> <p data-bbox="463 863 641 890">第2 操作方法</p> <p data-bbox="537 907 1130 934">陸閘の操作は、取扱説明書により行うものとする。</p> <p data-bbox="463 953 641 980">第3 点検操作</p> <p data-bbox="537 997 1546 1066">点検のための水門・陸閘等の開閉操作は、1基あたり月1回以上実施し、清掃を含め、操作が円滑であることを確認しておかなければならない。</p> <p data-bbox="463 1085 744 1113">第4 異常気象時の操作</p> <p data-bbox="463 1129 1546 1199">1 受託者は、以下の場合には水門・陸閘等の門扉を閉じなければならない。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</p> <p data-bbox="522 1218 1383 1337"> (1) 大規模地震特別措置法第9条の規程により警戒宣言が発令されたとき。 (2) 津波警報又は高潮警報が発表され、受託者がこれを知ったとき。 (3) 委託者が特別に必要と認め指示したとき。 </p> <p data-bbox="463 1356 1501 1425">2 委託者は、受託者の水門・陸閘の操作に係る安全を確保するため、適切な避難指示等を行わなければならない。</p> <p data-bbox="463 1444 1501 1514">3 受託者は、操作上危険が予想される場合には、自らの安全管理マニュアル等に基づき退避を行うなど、適切に行動しなければならない。</p> <p data-bbox="463 1533 700 1560">第5 緊急時の特例</p> <p data-bbox="537 1577 1546 1646">受託者は、緊急やむを得ない事情があるときは、必要の限度において水門・陸閘等の門扉を閉じることができる。</p> <p data-bbox="463 1665 730 1692">第6 門扉閉鎖の解除</p> <p data-bbox="537 1709 1546 1778">この要領第4及び第5により水門・陸閘等の門扉を閉じた後、その必要がなくなったときには全開を要する箇所は速やかに全開しなければならない。</p> <p data-bbox="463 1797 774 1824">第7 関係機関等への通報</p> <p data-bbox="463 1841 1546 1869">この要領第4、第5及び第6により水門・陸閘等の門扉を操作するときは、あらかじめ受託者</p>	<p data-bbox="1581 228 2050 264">1-2. 関連要領／規則／細則等の例</p> <div data-bbox="1581 317 2193 428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現場手動の水門・陸閘等の操作管理業務を委託する場合に定める操作要領（例）</p> </div> <p data-bbox="1878 520 2371 556" style="text-align: center;">〇〇海岸水門・陸閘等操作要領</p> <p data-bbox="1581 592 2680 711">△△県〇〇管理局長を委託者とし、株式会社〇〇〇〇を受託者として、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇海岸水門・陸閘等操作管理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1581 772 1789 800">第1 操作の目的</p> <p data-bbox="1656 816 2427 844">陸閘の操作は、津波・高潮等の流入を防止することを目的とする。</p> <p data-bbox="1581 863 1760 890">第2 操作方法</p> <p data-bbox="1656 907 2249 934">陸閘の操作は、取扱説明書により行うものとする。</p> <p data-bbox="1581 953 1760 980">第3 点検操作</p> <p data-bbox="1656 997 2680 1066">点検のための水門・陸閘等の開閉操作は、1基あたり月1回以上実施し、清掃を含め、操作が円滑であることを確認しておかなければならない。</p> <p data-bbox="1581 1085 1863 1113">第4 異常気象時の操作</p> <p data-bbox="1581 1129 2680 1199">1 受託者は、以下の場合には水門・陸閘等の門扉を閉じなければならない。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</p> <p data-bbox="1641 1218 2531 1337"> (4) 大規模地震特別措置法第9条の規程により警戒宣言が発令されたとき。 (5) 津波警報又はレベル3高潮警報が発表され、受託者がこれを知ったとき。 (6) 委託者が特別に必要と認め指示したとき。 </p> <p data-bbox="1581 1356 2620 1425">2 委託者は、受託者の水門・陸閘の操作に係る安全を確保するため、適切な避難指示等を行わなければならない。</p> <p data-bbox="1581 1444 2620 1514">3 受託者は、操作上危険が予想される場合には、自らの安全管理マニュアル等に基づき退避を行うなど、適切に行動しなければならない。</p> <p data-bbox="1581 1533 1819 1560">第5 緊急時の特例</p> <p data-bbox="1656 1577 2680 1646">受託者は、緊急やむを得ない事情があるときは、必要の限度において水門・陸閘等の門扉を閉じることができる。</p> <p data-bbox="1581 1665 1849 1692">第6 門扉閉鎖の解除</p> <p data-bbox="1656 1709 2680 1778">この要領第4及び第5により水門・陸閘等の門扉を閉じた後、その必要がなくなったときには全開を要する箇所は速やかに全開しなければならない。</p> <p data-bbox="1581 1797 1893 1824">第7 関係機関等への通報</p> <p data-bbox="1581 1841 2680 1869">この要領第4、第5及び第6により水門・陸閘等の門扉を操作するときは、あらかじめ受託者</p>

津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン 新旧対照表

現行の頁	現行 (令和7年12月 Ver.3.2)	補訂 (令和8年3月 Ver3.3)																																																																									
	は委託者、〇〇警察署、〇〇消防署及び地域住民に通知しなければならぬ	は委託者、〇〇警察署、〇〇消防署及び地域住民に通知しなければならぬ																																																																									
添付 5-2	<p>1-1. 津波・高潮等の災害の基礎知識に関する資料</p> <p>津波、高潮に関する基礎知識に関する資料としては、以下のパンフレット等を参考とできる。</p> <p>【津波】 地震を正しく恐れる http://www.jishin.go.jp/resource/pamphret/ (地震調査研究推進本部HP)</p> <p>【高潮】 高潮災害とその対応～高潮による災害を未然に防ぐために～ https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/pdf/000901a.pdf (国土交通省HP)</p>	<p>1-1. 津波・高潮等の災害の基礎知識に関する資料</p> <p>津波、高潮に関する基礎知識に関する資料としては、以下のパンフレット等を参考とできる。</p> <p>【津波】 地震を正しく恐れる http://www.jishin.go.jp/resource/pamphret/ (地震調査研究推進本部HP)</p> <p>【高潮】 高潮災害とその対応～高潮による災害を未然に防ぐために～ https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/pdf/000901a.pdf (国土交通省HP)</p> <p>【潮位実況】 ナウファス (全国港湾海洋波浪情報網) https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/index.html (国土交通省HP)</p>																																																																									
新規 (添付 5-10)		<p>1-8. 気象庁の発する防災情報等に関する解説</p> <p>① 「早期注意情報 (警報級の可能性)」について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 150px;"> <p>翌々日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天気予報と合わせて発表 ・時間帯を区切って表示 ・一次細分区域ごとに発表 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 150px;"> <p>3日先～5日先まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週間天気予報と合わせて発表 ・日単位で表示 ・府県予報区ごとに発表 </div> </div> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報級の可能性</th> <th>1日</th> <th colspan="4">2日</th> <th colspan="2">3日</th> <th rowspan="2">4日</th> <th rowspan="2">5日</th> <th rowspan="2">6日</th> </tr> <tr> <th>18-24</th> <th>00-06</th> <th>06-12</th> <th>12-18</th> <th>18-24</th> <th>00-12</th> <th>12-24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>—</td> <td>[中]</td> <td>[高]</td> <td>[中]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>—</td> <td>[中]</td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td>[中]</td> <td>[中]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>—</td> <td>[中]</td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td>[中]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>—</td> <td>[中]</td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td>[中]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>—</td> <td>[中]</td> <td>[高]</td> <td>[高]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	警報級の可能性	1日	2日				3日		4日	5日	6日	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24	大雨	—	[中]	[高]	[中]	—	—	—	—	—	—	土砂災害	—	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	—	—	—	—	暴風	—	[中]	[高]	[高]	[中]	—	—	—	—	—	波浪	—	[中]	[高]	[高]	[中]	—	—	—	—	—	高潮	—	[中]	[高]	[高]	—	—	—	—	—	—
警報級の可能性	1日	2日				3日		4日	5日	6日																																																																	
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24																																																																				
大雨	—	[中]	[高]	[中]	—	—	—	—	—	—																																																																	
土砂災害	—	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	—	—	—	—																																																																	
暴風	—	[中]	[高]	[高]	[中]	—	—	—	—	—																																																																	
波浪	—	[中]	[高]	[高]	[中]	—	—	—	—	—																																																																	
高潮	—	[中]	[高]	[高]	—	—	—	—	—	—																																																																	

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）											
		<p>② 「早期注意情報（警報級の可能性）」の利活用イメージ</p> <table border="1" data-bbox="1694 279 2555 804"> <thead> <tr> <th></th> <th>翌々日まで <small>積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。</small></th> <th>3日先から5日先まで <small>台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発表時刻・発表単位</td> <td>天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表</td> <td>週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表</td> </tr> <tr> <td>【高】 <small>対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。</small></td> <td>翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたときは、今後において警報級の現象の可能性が高いことを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を、気象状況の見通しを示す「時系列情報」等で確認してください。</td> <td rowspan="2">数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の【高】や【中】が発表されたときは、心構えを早めて高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象解説情報」の内容に十分留意するようにしてください。</td> </tr> <tr> <td>【中】 <small>【高】ほど可能性は高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。</small></td> <td>翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【中】が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>「翌々日まで」の方が「3日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。</p> <p>「高」の方が「中」よりも空振りが少ない。</p>		翌々日まで <small>積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。</small>	3日先から5日先まで <small>台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。</small>	発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表	【高】 <small>対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。</small>	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたときは、今後において警報級の現象の可能性が高いことを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を、気象状況の見通しを示す「時系列情報」等で確認してください。	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の【高】や【中】が発表されたときは、心構えを早めて高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象解説情報」の内容に十分留意するようにしてください。	【中】 <small>【高】ほど可能性は高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。</small>	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【中】が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。
	翌々日まで <small>積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。</small>	3日先から5日先まで <small>台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。</small>											
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表											
【高】 <small>対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。</small>	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【高】が発表されたときは、今後において警報級の現象の可能性が高いことを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を、気象状況の見通しを示す「時系列情報」等で確認してください。	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の【高】や【中】が発表されたときは、心構えを早めて高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象解説情報」の内容に十分留意するようにしてください。											
【中】 <small>【高】ほど可能性は高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。</small>	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の【中】が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。												
新規 (添付 5-11)		<p>③ 「気象防災速報」、「気象解説情報」について</p> <p>【気象防災速報】</p> <p>気象庁は、気象注意報・警報を補足する情報として、極端な現象が発生又は発生しつつある場合にその旨を「気象防災速報」として速報的に伝える。</p> <p>例えば、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じような場所で降り続けている場合には「気象防災速報（線状降水帯発生）」を発表し、3時間以内に線状降水帯の発生が予測された場合には、気象防災速報（線状降水帯直前予測）」を発表する。</p> <p>また、大雨に関する警報等が発表中で、かつキキクルの「危険」（紫）以上が出現している場合に、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測もしくは解析し、より一層の警戒を呼びかけるときには、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」を発表する。他にも、竜巻等の激しい突風が発生する可能性が高まっている場合は「気象防災速報（竜巻注意）」や「気象防災速報（竜巻目撃）」を発表する。</p> <p>【気象解説情報】</p> <p>気象庁は、台風や低気圧に伴って大雨や暴風等が予想される場合、特別警報・危険警報・警報・注意報の発表に先立って、1日～数日程度前から注意・警戒を呼びかけたり、注意報・警報の発表中も、現象の経過や予想、防災上の留意点などを網羅的に解説するため、気象注意報・警報を補足する情報として「気象解説情報」を随時発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府県気象解説情報（台風第〇号） : 台風が発生したとき又は日本に影響を及ぼすおそれがあるか、既に影響を及ぼしているとき、台風の今後の見通しや防災上の留意点（潮位上昇による浸水・冠水を含む。）等について、府県毎に発表する情報。 ・府県気象解説情報（〇〇、△△：現象名） : 低気圧その他の気象現象による大雨、強風、高波等が予想されるとき、注意報や警 											

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）								
		<p>報に先立ち、又はそれらを補完して防災上の留意点について府県毎に発表する情報で、潮位上昇を含む場合がある。ただし、台風に関し、上記の府県気象解説情報（台風第〇号）に潮位上昇が含まれる場合は、これら以外に潮位上昇を含む府県気象解説情報は発表しない。</p> <p>・府県気象解説情報（潮位）</p> <p>：大潮、副振動、異常潮位等による潮位上昇の発生のおそれがあるとき、又は発生しているとき、その見通し、留意点等について府県毎に発表する情報。上記の府県気象解説情報（台風第〇号）や府県気象解説情報（〇〇、△△：現象名）に潮位情報が含まれる場合は、府県気象解説情報（潮位）は発表しない。</p>								
新規 （添付 5-12）		<p>④ 「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の新たな防災気象情報の運用開始に合わせ、新たに「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」を提供します。 時系列情報は、警報・注意報に先立って気象の見通しを二次細分区単位（+山地等の分割地域）で提供する予測情報です。 <ul style="list-style-type: none"> 警報・注意報の発表に関わらず、時系列情報の対象とする全要素※について、翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを、毎日4回（05時、11時、17時、23時）提供 <p>※対象要素： 大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜 （下線部の要素は日毎の見通しを提示）</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページでは常時表示、定期的に更新（上記の4回） 定期的な更新以外にも、当初の想定から今後の見通しが大きく変わった場合などには、必要に応じて臨時に修正情報を発表（気象庁ホームページの時系列情報も更新） <div data-bbox="1617 1050 2656 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>時系列情報のイメージ実際の表示は異なることがある)</p>  <table border="1" data-bbox="2136 1165 2626 1417"> <tr> <td>災害切迫</td> <td>特別警報基準を超えると予想される時間帯</td> </tr> <tr> <td>危険</td> <td>危険警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯）</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯）</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>注意報基準を超えると予想される時間帯（高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯）</td> </tr> </table> </div> <p>⑤ 気象警報等（警戒レベル2、警戒レベル3相当情報～5相当情報）</p> <p>「気象警報等」とは、気象現象等によって災害が起こる危険性がある時に、市町村単位を基本として地方気象台等から発表される情報で、「注意報」「警報」「危険警報」「特別警報」の4種類がある。国土交通大臣が「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」として指定した海岸（以下「高潮予報海岸」という。）では、国土交通省（地方整備局等）・気象庁（地方気象台等）・都道府県から発表される。高潮予報海岸以外（以下「その他海岸」という。）では、地方気象台等から発表される。</p> <p>高潮予報海岸では、気象庁がその他海岸で運用する潮位予測に加えて、海岸の地形や施設形状に影響される「波の打上げ高」の影響を加味した水位の予測に基づく運用も行われる。</p>	災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯	危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯）	警戒	警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯）	注意	注意報基準を超えると予想される時間帯（高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯）
災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯									
危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯）									
警戒	警報基準を超えると予想される時間帯（土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯）									
注意	注意報基準を超えると予想される時間帯（高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯）									

津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン 新旧対照表

現行の頁	現行（令和7年12月 Ver.3.2）	補訂（令和8年3月 Ver3.3）
		<p>以下では、高潮予報海岸における「波の打上げ高」の要素を潮位に加味したものを「水位」と表記する。また、レベル5 特別警報を発表する際に、水位又は潮位と比較する対象となる高さ（堤防天端高等）を以下では「基準高」という。</p> <p>○「レベル2 高潮注意報」（警戒レベル2） ⇒高潮により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに達すると予想される約18時間前までに発表</p>
新規 （添付 5-13）		<p>○「レベル3 高潮警報」（警戒レベル3 相当情報[高潮]） ⇒高潮により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに達すると予想される約12時間前までに発表</p> <p>○「レベル4 高潮危険警報」（警戒レベル4 相当情報[高潮]） ⇒高潮により、水位が基準高又は潮位がレベル4 高潮危険警報基準に達すると予想される約6時間前までに発表</p> <p>○「レベル5 高潮特別警報」（警戒レベル5 相当情報[高潮]） ⇒高潮予報海岸では、堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水といった氾濫が発生し又は氾濫が切迫している状況を確認した場合や、水位と潮位のいずれかの実況値又は直近の予測が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表。その他海岸では、潮位の実況値又は直近の予測が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表</p>

現行の頁	現行 (令和7年12月 Ver.3.2)	補訂 (令和8年3月 Ver3.3)
		<p>⑥ 高潮予報の発表基準について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;"> 国土交通省</p> <h3 style="text-align: center;">高潮予報の発表基準について</h3> <p>○高潮による浸水被害が発生する前に適切な防災行動がとられるよう、水位又は潮位が浸水被害のおそれのある状況となる高さに達すると予想される約18時間前までにレベル2高潮注意報、約12時間前までにレベル3高潮警報、約6時間前までにレベル4高潮危険警報を発表^{※1}。 ○高潮による浸水被害が発生又は切迫している状況となった場合は、レベル5高潮特別警報を発表。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>水位（潮位+波の打上げ）に関する基準 ……高潮予報海岸のみで設定・運用</p> <p>気圧の低下による「吸い上げ」や「吹き寄せ」、海岸の地形等の影響を考慮した「波の打上げ」の要素も加味した水位の上昇の予測情報を元に、国土省、気象庁、郵通府が共同で予報を実施</p> <p>発表基準の高さ: 水位がその高さを超えると浸水被害が発生する高さ (レベル2~5) (堤防天端高等)で設定</p> <p>※1 水位基準は、基準地点を設定し、その場所における水位予測をもとに運用する。潮位が高いが波浪が低い場合や、基準地点以外の場所が高潮による浸水被害発生のおそれがある場合も考慮し、潮位基準を用いた運用と組み合わせて情報発表する。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>潮位に関する基準 ……高潮予報海岸を含むすべての海岸で設定・運用</p> <p>気圧の低下による「吸い上げ」や「吹き寄せ」による潮位の上昇の予測情報を元に、気象庁が予報を実施</p> <p>発表基準の高さ: 潮位がその高さを超えると浸水被害が発生する高さ(堤防天端高等^{※2})で設定</p> <p>発表基準の高さ: 潮位がその高さを超えると浸水被害が発生するおそれのある高さ(設計高潮位や居住地域の地盤高等)^{※2,3}で設定</p> <p>※2 レベル4高潮危険警報は、避難指示の発令判断に用いられるため、高潮による浸水被害につながる高さを基準として設定。また、レベル5高潮特別警報は、水平避難から垂直避難へ行動変更が求められる緊急安全確保の発令判断に用いられるため、浸水被害が発生する確度が高くなる高さを基準として設定。</p> <p>※3 海岸保全施設がある場合は、設計高潮位や既往災害時の潮位等で設定。海岸保全施設がない場合や、堤防天端高が居住地域の地盤高より低い場合は、居住地域の地盤高で設定。</p> </div> </div>